

株式給付信託（UT-ESOP）の信託管理人から本制度の対象者である UT グループ会社の正社員向けのお知らせです。

平成 26 年 6 月 2 日

UT グループ会社に勤務する従業員各位

UT-ESOP 信託管理人

UT ホールディングス(株)第 7 回定時株主総会における  
株式給付信託が保有する株式の議決権行使について

株式給付信託が保有する株式の議決権については、株式給付規程第 25 条に基づき、信託管理人が受給予定者の利益を代表する者として、受給予定者の意思を反映した指図を行うこととしています。株式給付信託の議決権行使につき、下記の要領にて意思表示の手続きを行うようお願いいたします。

1. 対象者

2014 年 3 月末時点で、UT グループ会社における勤続期間が 3 年経過している者

2. 開示書類

「UT ホールディングス株式会社 第 7 回定時株主総会 招集ご通知」

3. 閲覧方法

上記開示書類の電子データは、UT ホールディングス(株) Web サイト（下記 URL 参照）に 6 月 6 日に掲載されますので、そちらをご覧ください。

<http://www.ut-h.co.jp/ir/libraryde.html>

4. 意思表示期間

6 月 6 日（金）～ 6 月 16 日（月）の間に意思表明書が本社に到着した分まで

5. 意思表明方法

- ① 全ての議案について賛成の場合…書面の提出等の必要はございません。
- ② いずれかの議案について否認の場合…下記の信託管理人あてに「株式給付信託加入者意思表明書」（インターネット環境の無い方で招集通知が必要な方は招集通知も）を請求のうえ、当該議案の「否認」に○を付し、信託管理人あてに返信用封筒にて郵送願います。
- ※ 所定の期間内に「否認」の意思表示がなかった場合は、「賛成」とみなします。また、提出された「株式給付信託加入者意思表明書」において「賛成」「否認」のいずれにも○がない場合は、「賛成」として取扱います。
- ※ 「株式給付信託加入者意思表明書」は、請求のあった日の翌営業日を目処に、返信用封筒と共に請求者の自宅へ郵送にて送付致します。
- ※ 「株式給付信託加入者意思表明書」請求先：  
UT ホールディングス(株) 人事総務ユニット 信託管理人 秋田 一徳  
(電話) 080-5967-9906 / (メール) [esop-kanrinin@ut-h.co.jp](mailto:esop-kanrinin@ut-h.co.jp)

以 上

<参考>株式給付規程

第 25 条（信託管理人）

1. 信託管理人は、受給予定者の利益を代表する者として、信託銀行に対して、次の各号に定める指図または同意を行う。

- (1) 議決権行使の指図
- (2) 信託財産に属する株式の処分に関する指図
- (3) 信託契約の変更に対する同意
- (4) 信託の終了に係る同意
- (5) 前各号に掲げるほか、受益者の利益のために必要な指図または同意

2. 信託管理人は、別に定める「信託管理人ガイドライン」に従って前項の指図または同意を行うものとする。

第 26 条（受給予定者の協力義務）

受給予定者は、信託管理人が前条の指図等を行うに際して受給予定者による賛否の表明等意思表示を求める場合には、これに応じなければならない。